

事務連絡  
令和4年2月18日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿  
四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車情報課OSS企画班長  
登録班長  
自動車登録管理室運用保全班長

新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対するOSS申請への対応について

現在、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）では、警察署長からの車台番号照会后30日以内に完成検査終了証兼譲渡証明書が登録情報処理機関に提供されて車体番号が確定している。一方で30日以内に車台番号が確定しない場合には、OSS申請が却下される仕様となっておりますが、今般、自動車販売業界より、新型コロナウイルス「オミクロン株」の流行による自動車生産工場及び部品工場等の従業員の感染や濃厚接触者としての外出自粛などの影響により操業が停止するなど、自動車の生産に遅れが生じており、車台番号照会后30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が発生しているとの連絡があったところ。

このような事案の性質に鑑み、令和4年4月28日までの間、警察署長からの車台番号照会后30日以上経過し車台番号が確定した場合にも申請を却下しない仕様とし令和4年2月21日より本措置の対応を開始します。

上記仕様の変更に伴い、希望番号予約済証について有効期限（30日）を超過する可能性があることから令和4年2月21日から4月27日までの間に有効期限が満了する当該予約済証については、4月28日までの間、下記のとおり対応いただけますようお願いいたします。

なお、当該取扱いについて、（一社）全国自動車標板協議会及び（一社）日本自動車販売協会連合会と調整済みである旨、念のため申し添えます。

#### 記

希望番号予約済証の有効期限が超過した申請については、支局端末上で自動審査から審査（決裁可能件数）に回ります。通常、添付書類の期限切れについては「却下」いただいておりますが、希望番号予約済証の有効期限切れの案件につきましては、「通知入力」を押下し、却下通知をクリアして登録するようお願いいたします。（詳細につきましては別紙操作手順をご確認ください。）